

那須塩原市省エネ家電等購入促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市省エネ家電等購入促進事業（以下「省エネ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 省エネ事業は、市内に在住する者のうち、省エネ家電等を購入するものに対し、その購入に要する費用の一部を還元することにより、省エネ家電等の普及を促進し、もって家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電等 エネルギー消費において、一定の基準を満たすエアコンディショナー、電気冷蔵庫、照明器具、テレビ、ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）及び家庭用燃料電池（エネファーム）をいう。
- (2) 多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）において定められた式により算出された評価点をいう。
- (3) 省エネ基準達成率 日本産業規格C9901に定められた式により算出された率をいう。

(還元対象者)

第4条 省エネ事業において還元の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が省エネ事業で既に還元を受けていないこと。

(対象省エネ家電等)

第5条 省エネ事業の対象の省エネ家電等（以下「対象製品」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 性能要件は、別表第1のとおりとする。
- (2) 令和8年7月1日から令和9年2月28日までの間に対象者が市内の事業所において購入し、かつ、令和8年7月1日から令和9年3月1日までに、市内の住居（現に居住しているものに限る。）に設置した未使用のものであること。

（還元額等）

第6条 還元額は、一度の会計で支払った対象製品の合計の金額に基づき、別表第2の支払った金額の欄の区分に応じ、同表還元額の欄に定めるとおりとする。

2 エアコンディショナーを購入した対象者の属する申請時の世帯員に、令和8年4月1日時点で65歳以上の者が含まれる場合は、別表第2の還元額に10,000円を加算した額とする。

3 還元の方法は、那須塩原市共通商品券（以下「市共通商品券」という。）の交付によるものとする。

（申請）

第7条 対象者は、還元を受けようとする場合は、省エネ家電等購入促進事業申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を全て添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した対象製品の税抜価格及び支払いが完了したことを確認できる書類
- (2) 購入した事業所の所在地が確認できる書類
- (3) 購入年月日が確認できる書類
- (4) 購入した対象製品のメーカー又はブランド、機種名及び型式が確認できる書類
- (5) 対象製品を設置した状況が確認できる写真
- (6) 国から交付された補助金の額を確認できる書類（該当者のみ）

（還元等の決定）

第8条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、還元を決定する。この場合において、対象者への還元決定通知は、市共通商品券の送付をもって代えるものとする。

2 市長は、第4条に規定する要件に満たない場合及び申請内容に不備があり、還元の決定ができない場合は、省エネ家電等購入促進事業非該当決定通知書（様式第2号）を送付する。

（事務の委託）

第9条 市長は、省エネ事業のうち市共通商品券の送付事務を委託することができる。

（事業の終了）

第10条 省エネ事業は、申請を受け付けた還元額の合計（非該当となった申請を除く。）が予算額に達した時点をもって申請の受付を終了するものとする。

（還元の取消し）

第11条 市長は、対象者が偽りその他不正の手段により還元の決定を受けたとき、又は本要綱の規定に違反したときは、還元額の全部又は一部を取り消すことができる。

（還元の返還）

第12条 市長は、対象者が偽りその他不正の手段により還元を受けたと認めるときは、還元額の全額又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年9月4日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

種別	性能要件
エアコンディショナー、電気冷蔵庫、照明器具、テレビ	次の要件を全て満たしていること。 (1)多段階評価点が2以上 (2)省エネ基準達成率が100%以上
ヒートポンプ給湯機 （エコキュート）	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律上のトップランナー制度において、2025年度目標基準値以上の性能を備えた「エコキュート」又は「おひさまエコキュート」
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 （ハイブリッド給湯機）	次の要件を全て満たしていること。 (1)熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器 (2)一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上
家庭用燃料電池 （エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品

別表第2（第6条関係）

支払った金額	還元額
50,000円以上100,000円未満	20,000円
100,000円以上150,000円未満	40,000円
150,000円以上	50,000円

備考

- 1 支払った金額は、消費税抜きの金額とする。
- 2 支払った金額は、国から交付された補助金の額を控除した金額とする。